

令和5年2月9日

こども政策担当大臣 小倉 将信 殿

当面の子ども子育て関連施策の拡充について（緊急要望）

全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

共同代表

潮谷 義子

柏女 霊峰

相澤 仁

これからの少子化対策及び子ども子育て支援策の拡充に当たっては、子どもたちの権利を守り、健全な育ちを保障する観点から、別添の「家庭養護の推進に向けた構造改革の必要性～施設の多機能化を中心とした制度改革への提言～（令和3年1月10日全国家庭養護推進ネットワーク幹事会）」を踏まえつつ、下記の事項について積極的な施策の推進と十分な予算配分が行われますよう、よろしくお願い致します。

1. 社会的養護をはじめとした子ども子育て支援に関する人材の育成確保

現在の我が国の子ども子育て支援体制における最大の課題は、地域による格差はあるものの、おしなべて支援の量も質も圧倒的に脆弱であることである。

特にソーシャルワーク系の支援で著しく脆弱であり、例えば東京都をはじめとした都市部の児童相談所では、未だ児童福祉司一人当たり、現実的にソーシャルワークが不可能な数の事案を抱えている。

児童相談所、市町村に加えて、今年の児童福祉法改正で新たに法制度化され令和6年度から施行される里親支援センター（フォスタリング機関）、こども家庭センター、児童育成支援拠点事業等新たに創設される家庭支援、社会的養護自立支援拠点事業（アフターケア事業）をはじめ、現行の児童家庭支援センター、児童発達支援センター等を含むソーシャルワーク系の支援を担う民間機関においては、ヤングケアラーの問題を解消する意味でも、ソーシャルワーカー一人当たりの担当事例数を適正化することを含め、支援体制を質、量ともに飛躍的に改善することが急務であり、その拡充のために、思い切った財源配分

を行っていただきたい。

また、こうしたソーシャルワーク系の事業をはじめ、社会的養護を含む子ども子育て支援の体制を整備するためには、当然のことではあるが、心理士等の専門職を含む人材の十分な育成確保が必須である。そのためには、職員の配置基準の引上げ等による職場環境の改善、及び給与をはじめとした処遇の抜本的な改善を図り、優秀な人材が就労、定着できるような条件を整備しなければならない。こども家庭庁発足を機に、国、自治体ともに、そのための予算の拡充、財源の確保を是非ともお願いしたい。

2. 家庭養護の推進

(1)里親支援センター（フォスタリング機関）の拡充

新たに法制度化された里親支援センターの職員配置基準や措置費を設定するに当たっては、心理職の配置や24時間の支援体制も含め本来必要とされている業務が十分実施でき、里親等委託率の引上げに繋がるような水準とするとともに、職員の処遇改善が可能となるよう、「民間施設給与等改善費」や「社会的養護処遇改善加算」の対象としていただきたい。

また、障害児を対象としたフォスタリング機関への財政措置を拡充していただきたい。

(2)共働き里親への支援の拡充

共働き里親に対する支援を拡充するため、家事支援の抜本的な拡充、養育里親についても育児休暇の適用またはそれに代わる休暇制度の創設、LINE等のSNSの活用等を推進していただきたい。

(3)特別養子縁組における育児休業期間の見直し

育児休業は原則「子が一歳に達するまで」とされており、民法改正で特別養子縁組の対象児童の年齢が引き上げられたにも関わらず、共働き夫婦が新生児以外の子どもたちの受け皿になることができない。新生児以外の子どもたちも共働き家庭との特別養子縁組が可能となるよう、早急に育児介護休業制度を見直していただきたい。

(4)ファミリーホーム制度の拡充

定員6人をベースにしている現行のファミリーホームの措置費について、定員4人をベースにした見直しを行っていただきたい。また、ファミリーホーム設立のために空き家等を改築する際のリフォーム費用について、助成を拡充していただきたい。

3. 社会的養護における子どもの権利擁護の環境整備

子どもの権利擁護の取組みを推進するため、児童福祉法が改正され、子ども

の権利擁護の環境整備を行うことが都道府県等の業務として義務付けられた。この業務を円滑に推進するためには、子ども権利擁護調査員の常勤配置や事務局体制の整備が必要である。

また、都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において子どもの意見聴取等を行うことが規定され、都道府県等は子どもの意見表明等を支援するための事業の体制整備に努めなければならなくなった。

子どもが意見表明した結果、その子どもが不利益を被ることはあってはならず、子どもの意見表明権を保障するため、社会的養護の下で生活しているすべての子どもを対象に意見表明を支援する意見表明等支援員及びスーパーバイザーの養成・研修及びその確保、意見表明等支援事業を実施する団体等の確保が必要である。

こうした施策を推進し、子どもの権利擁護の環境を整備するための十分な財政措置をお願いしたい。

また、国が示した研修ガイドラインに基づいて実施した意見表明等支援員の認定研修については、自治体間での単位互換や認定互換を認める措置をお願いしたい。

4. 社会的養護に関する具体的要望

(1) パフォーマンスの向上に応じて措置費が増加する体系の導入

親子再統合支援事業や里親支援センターについては、事業の対象となる家庭や里親子の数などのパフォーマンスにしたがって措置費が増加していく仕組みとしていただきたい。また施設から里親に措置替えをした際、施設に対して一定の減収補填をする仕組みの構築も検討していただきたい。

(2) 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターについても、「民間施設給与等改善費」や「社会的養護処遇改善加算」の対象とするとともに、市町村へスーパーバイザーを派遣した場合の加算や、新たな子ども家庭福祉資格を取得するための受験要件となる「見学実習」の受入先として児童家庭支援センターを活用した場合の加算をお願いしたい。

(3) 児童発達支援センターの地域支援拠点化

児童発達支援センターにおいて、インクルージョン推進の拠点として、地域の保育所等や子どもたちに対する発達支援を展開できるよう、ソーシャルワーカー、保育士、心理士、OT、PT、ST等の専門職を配置した「地域子ども発達サポートセンター（仮称）」の整備をお願いしたい。

(4) 施設の多機能化による「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総

合支援センター（仮称）」化に対する支援

多機能化、センター化へのインセンティブとなるよう、経営面を含めた社会福祉法人等に対するコンサルテーションの仕組みを検討するとともに、里親支援センターや児童家庭支援センター等の多機能化、センター化の対象事業に十分な予算措置を講じていただきたい。また、レスパイトやショートステイの単価の引上げをお願いしたい。

さらに、児童養護施設については、合わせて下記の施策をお願いしたい。

①専門職配置基準にかかる対象人数要件等の緩和

児童養護施設の職員配置基準では、「看護師」を配置する要件は、「対象入所児童が 15 人以上」、「栄養士」を配置する要件は「定員 41 人以上」となっているが、これらの配置要件が施設の定員減を進めていくうえでネックとなっている。そこで少なくとも、「看護師」の加算要件を心理職員の要件と同じく「対象入所児童が 10 人以上」に、「栄養士」の加算要件を家庭支援専門相談員の要件と同じく「定員 30 人以上」としていただきたい。

また、乳児院も含め、定員が 6 名を下回ることになっても、支援が困難な子どもを中心に受け入れること等により施設としての運営を維持し、地域の子どもの子育て支援の拠点として存続できるような方策を検討していただきたい。

②権利擁護担当職員（コーディネーター）の配置

今後、児童養護施設内では、子どもの権利擁護、とりわけ意見表明支援が飛躍的に重要となってくることから、（ケアワーカーとは違う立場で）日常的に権利教育を行ったり、子どもの意見や意思の形成を支援したり、子どもとアドボケート、ないしはケアワーカーを繋いだりする「権利擁護担当職員（コーディネーター）」を配置していただきたい。

（なお当該職員には、自施設内での活動に留まらず、近隣の保育所やファミリーホーム等に対し子どもの権利擁護（施設内虐待防止を含む）に関する研修を実施したり、地域の要支援児童の意見表明を支援したりする等、地域支援を意識した業務も任務としていただきたい。加えて当該職員には、養育経験の豊富なスタッフの登用が想定されることから、権利擁護にかかるコーディネートを通して、若手職員に対し実践的な対話・傾聴スキルや俯瞰的な振り返りの方法等を伝授する等、いわば新任・若手職員のトレーナーとしても期待したい。）

(5)母子（親子）一体型の支援制度の創設

母子生活支援施設や乳児院、ファミリーホームを活用して、訪問支援等も含めた母子（親子）一体型の支援体系（措置又は契約による）を創設するた

めの検討をお願いしたい。

(6)自立支援の拡充

- 自立援助ホームについて、専任のホーム長や個別対応職員、事務職員を含めた配置基準の見直し、就労し最初の賃金を得る月まで以外でも就労が困難になり「低収入」になった際の医療費や妊婦検診費用の無償化等、支援体制及び支援内容の拡充をお願いしたい。
- 社会的養護自立支援拠点事業（アフターケア事業）の職員配置基準や予算措置の設定に当たっては、
 - ・現在のアフターケア事業所の体制を単に追認するだけでなく、本来必要とされる支援が可能となるに足る十分な職員配置基準の設定とその裏付けとなる財政措置をお願いしたい。
 - ・地域の実情に合わせた中期的な居住支援、及び緊急一時的な宿泊機能の提供を可能にする制度の創設と財政措置をお願いしたい。
 - ・利用者の医療費や妊婦検診費用について、無償化等の措置をお願いしたい。

(7)特別養子縁組における子どもの出自に関する情報の保管・開示について

特別養子となった子どもたちの、自らの出自に関する情報に対するニーズは、切実で、かつ多様である。また関わる支援者も多岐にわたり、子どもの情報が分散された状態で、施設・児童相談所・民間あっせん機関・医療機関などに保管されていることが考えられる。

こうしたニーズに適時適切に応えることができるよう、

- ・どこで、誰が、どのような情報をどのように保管すべきか
- ・そして保管された情報について誰が、どこまでの情報を、どのようにして開示すべきか
- ・さらに開示に際してどのような支援が必要か

等の論点について関係者が集まって議論するとともに、国による情報の保管機関の創設を含めた法制度化の検討を早急に開始するよう、お願いしたい。

(8)社会的養護施策の経営実態調査等の実施

これまで社会的養護に関する各種施策を政府は展開してきたところである。しかし、現場では、補助事業の単価が低かったり、実施要件が厳しいこと、専門職員の確保が難しいこと等により、折角、効果的なメニューが用意されていても、その事業に取り組めない状況が多く見受けられる。このようなことから、是非、事業所の経営実態の調査等により、取組みが低調な事業について、その原因を現場の職員にお聞きいただき、運営費、補助単価、実施要件などの抜本的な見直しをお願いしたい。

5. 子どもと子育てに関するキャンペーンの実施

どんな経緯で生まれてきた子どもであっても、たとえ実親がどのような境遇にあったとしても、子どもはすべて権利の主体であり、何ら偏見の対象になることなく、社会全体で寄り添い、養育されるべき存在である。

社会全体としてあらためてそうした認識を共有するとともに、子どもが生まれてきたこと、子どもを育てることを社会全体で寿ぐことができるような社会を目指し、国民全体に対する一大キャンペーンを実施していただきたい。

全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授）

新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい 横浜会長）

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 教授）

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所
所長）

北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会
長）

佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部 こども学科 教授、早稲田大学社会的養育研
究所客員上級研究員）

潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛
園 相談役、前熊本県知事）

長田 淳子（二葉乳児院 副施設長、フォスタリングチーム統括責任者）

都留 和光（二葉乳児院 施設長）

橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）

藤井 康弘（代表幹事／養育里親／元厚生労働省障害保健福祉部長）

宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研
究科教授）

ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）